

公 告

関税法第48条の2の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場許可の承継の承認をしたので、関税法第48条の2第6項の規定に基づき公告する。

記

- 1 吸収分割後の法人の住所及び名称
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
U B E 三菱セメント株式会社
(法人番号：2010001217516)
- 2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
宇部興産株式会社沖の山
山口県宇部市大字小串字沖の山1989-1
- 3 承継前に許可を受けていた者の住所及び名称
山口県宇部市大字小串1978番地の96
宇部興産株式会社
- 4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
U B E 三菱セメント株式会社沖の山
山口県宇部市大字小串字沖の山1989-1
- 5 承継された許可期間
自 令和4年4月1日
至 令和6年6月30日

令和4年2月24日

門司税関長 前川 隆一